

非課税相当水準の目安

収入・所得の種類		非課税範囲の所得	給与収入※1	年金収入※2		事業・不動産所得※3
生年月日		—	—	65歳未満 S32.1.2以降	65歳以上 S32.1.1以前	—
年間収入		—	1,000,000 円以下	1,050,000 円以下	1,550,000 円以下	—
年間所得		450,000 円以下	450,000 円以下	450,000 円以下	450,000 円以下	450,000 円以下
単身世帯	任意の1か月の収入・所得※4	450,000 円以下	83,333 円以下	87,500 円以下	129,166 円以下	37,500 円以下
扶養1人		1,010,000 円以下	130,000 円以下	142,777 円以下	175,833 円以下	84,166 円以下
扶養2人		1,360,000 円以下	171,666 円以下	181,666 円以下	205,000 円以下	113,333 円以下
扶養3人		1,710,000 円以下	213,333 円以下	220,555 円以下	234,166 円以下	142,500 円以下
扶養4人		2,060,000 円以下	254,999 円以下	259,444 円以下	263,333 円以下	171,666 円以下
障害者、未成年者 寡婦、ひとり親	年間収入	—	2,043,999 円以下	2,166,667 円以下	2,450,000 円以下	—
	年間所得	1,350,000 円以下	1,350,000 円以下	1,350,000 円以下	1,350,000 円以下	1,350,000 円以下
	任意の1か月の収入・所得	112,500 円以下	170,333 円以下	180,555 円以下	204,166 円以下	112,500 円以下

※ 扶養とは、配偶者控除と扶養控除の合計人数です。

※1 給与収入は、給与明細等に記載された支給額・支払額等を確認してください。

※2 年金収入は、年金振込通知書等に記載された年金支払額を確認してください。

※3 事業・不動産所得は、帳簿等に記載された収入から必要経費を差し引いて算出してください。

※4 任意の1か月の収入は、令和4年1月から令和4年9月のいずれか1か月（同じ月）です。

扶養が5人以上または任意の1か月に複数の収入がある場合等、ご不明な点がございましたらコールセンターまでお問合せください。